

令和4年度予算の編成について（通知）

本県は今、大きな変化の時期を迎えている。

令和2年の年明けから顕在化した新型コロナウイルス感染症は、世界を席卷し、生活様式、教育・医療・交通等の公共サービス、産業分野におけるサプライチェーンをはじめとした日常と経済社会活動の在り方そのものに多大な影響を与えた。一方、感染症拡大への対応がデジタル技術の活用を飛躍的に拡大・浸透させ、新たな社会生活への変革が広がる契機ともなった。

戦後一貫して増加を続けてきた本県の人口は、間もなく減少に転じることとなる。今後は全国で最も速いスピードで後期高齢者が増加し、2040年には現役世代1人が高齢者1人を支える「肩車型社会」の到来も懸念される。さらに地球温暖化に伴う気候変動により、自然災害の更なる激甚化・頻発化も予想されている。

本県はこれまで、令和元年東日本台風や豚熱、そして新型コロナウイルス感染症という大きな危機に直面する度、組織の垣根を越えて庁内がワンチームとなり、知恵を絞って危機対応に取り組んできた。さらに、感染症の拡大を契機に不可逆的に進行した日常生活のデジタル化は、今後社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現へとつながることで、様々な社会課題を解決し、県民の暮らしをより便利で、豊かに変える大きな可能性を秘めている。

このような変化の最中、コロナ禍を超克し本県が持続可能な発展・成長を続ける礎を築いていくためには、危機対応の経験で得た多くの知見や課題に応じた適切なデジタル技術を活用しながら、今後起こりうる様々な社会変化や新たな価値観にも柔軟に対応し、長期的な視点を持って課題の本質を捉えた効果の高い取組を行っていかなくてはならない。

そこで、令和4年度予算は、次の3点を基本的な考え方として編成するものとする。

第1に、「誰一人取り残さない『日本一暮らしやすい埼玉』の実現」である。

新型コロナウイルス感染症対策や激甚化・頻発化する自然災害への対応など、直面する危機への対応を強化することで、県民生活を守り、県内経済活動の活性化を図る。その上で、この大きな変化の時期においても、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会を実現するため、コロナ禍を乗り越え、2040年を見据えた施策や安心・安全を確保するための施策を推進していく。

あわせて「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」、「あと数マイルプロジェクト」などの取組を着実に進めていく。

第2に、「社会全体のDXに向けた取組の深化」である。

令和2年度末に埼玉県DX推進計画を策定し、社会全体のDXに向けた計画的かつ長期的に取り組むべき施策及び方向性を示した。この計画に基づき現在、デジタル化で目指す将来像である「DXビジョン」とその実現に向けた直近の工程を示す「ロードマップ」を策定しているところであるが、これらを戦略に新たな働き方・暮らし方の定着など社会の変化に的確に対応し牽引する取組を展開していく必要がある。

令和4年度は、DXビジョンとロードマップに位置付けた取組を着実に実行し、将来的

な社会全体のDXの実現に向け、行政事務のデジタル化による効率化や基盤の整備、県民・事業者サービスの向上などの取組を深化させる。

第3に、「持続可能な財政運営に向けた聖域なき改革」である。

コロナ後の経済財政状況が不透明な中、令和4年度以降は、団塊世代が後期高齢者となっていくに伴い、社会保障関連経費の急激な増加が見込まれている。さらに、DXの推進をはじめ、新たな県民ニーズに対応するための経費には一定の初期投資が必要である。しかしながら、財源調整のための基金の残高は近年減少傾向にある一方で、当初予算編成では引き続き大幅な収支不足額が見込まれている。

こうした中、持続可能な行財政運営を維持するためには、歳入・歳出の両面からの徹底的な見直しが不可欠である。

具体的には、徴収対策の充実・強化など県税収入の確保に努めるほか、国庫補助金をはじめあらゆる財源の確保に全力で取り組んでいく。

また、客観的なデータの裏付けにより、事業の必要性・有効性を検証する「EBPM」の考え方にに基づき、既存事業の抜本的な見直しを実施する。

さらに、行政のデジタル化やペーパーレス化などにより行政プロセスの見直しを行うことで、中長期にわたる歳出の構造改革を図っていく。

以上、基本方針を定めたので、下記により予算要求を行うよう、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

記

総括的事項

厳しい財政状況が続く中、本県が持続可能な発展・成長を続けるためには、限られた財源を成長分野や新たな行政課題への対応に重点化して配分する必要がある。

そのため、これまで以上に事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、客観的なデータ（エビデンス）に基づく政策立案（EBPM）の手法を用い、事業の優先順位を見極めた上で予算要求を行うこと。

その際、課題の本質は何かを見極め、目的及び手段の妥当性、規模感などを多面的に検討し、他団体や過去の事例との比較を行った上で、最も効果的な事業を選択すること。あわせてSDGsのゴールとターゲットを踏まえて事業を構築すること。

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を挙げることを念頭に置くこと。また、職員が知恵を絞り、汗をかくことで補完・充実できる部分はないか、市町村や民間との役割分担及び協働の視点は十分かなどを検討し、これを反映させること。

1 行政のデジタル化

DXの実現に向けて、行政手続のオンライン化やペーパーレス化、テレワーク、WEB会議の推進など各業務においてデジタル技術の導入に向けた見直しを行うこと。

予算要求に当たってはDXビジョン・ロードマップとの整合性を図るとともに、デジタル技術の導入による業務効率化、コスト削減などの効果を具体的に明示し、要求に反映させること。

なお、複合機の配置については、「ペーパーレス化の推進に伴う複合機配置の見直しについて（令和3年9月22日付け行デ第218号行政・デジタル改革課長通知）」における「複合機配置見直し方針」のとおり対応する。予算要求への反映方法は別途指示するので適切に反映すること。

2 「埼玉版SDGs」の推進

SDGsの目標を県のあらゆる分野にリンクさせ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、原則として全ての事業にSDGsのゴールとターゲットを設定すること。

3 成果目標・終期の設定

原則として全ての事業に終期を設定し、対象や地域を明確化した上で集中的に取り組むことにより、成果が目に見えるように工夫すること。

また、EBPMの考え方にに基づき、新規重点政策枠の事業に限らず事業の性質上なじまないものを除き、全ての事業において定量的で検証可能な成果目標を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすること。

4 スピード感のある事業執行

漫然と既存事業を継続するのではなく、実際に現場に出向き、県民の声に耳を傾け、その課題解決に向けてスピード感のある事業執行を心掛けること。

また、事業効果を可能な限り早期に発現できるよう事前に関係機関との調整を十分に行い、年度当初から予算執行計画に基づき、早期に着手できるよう努めること。加えて、事業の進捗状況を的確に把握できるよう、事業の進行管理の見える化を図ること。

5 事業効果の検証

各事業で設定した定量的な成果指標をもとに、その進捗状況を確認し、客観的なデータの裏付けに基づき、十分な事業効果が発現しているか検証すること。なお、検証に当たっては、インプットから目指すべきアウトカムに向けた論理的な因果関係の有無を確認し、事業効果の有効性を確認すること。

また、事業の性質上、定量的な成果目標が設定されていない事業についても、これまでの事業効果からその有効性を改めて検証すること。

6 事業のあり方の見直し

P D C Aサイクルを着実に回すことで、終期を迎える事業や当初見込んでいた成果が得られていない事業、従来意図していた行政の役割が既に失われている事業等を把握し、継続する必要があるか、ゼロベースで検討すること。

検討に当たっては、既存事業の存在を前提とせず、虚心に事業本来の目的に立ち返った上で現状を把握し、課題を抽出することで事業の見直しを図ること。

また、E B P Mの手法を用いた検証により、事業のインプットから目指すべきアウトカムに向けた論理的な因果関係が示せない事業や事業効果について多少なりとも定量的な分析ができない事業は、原則として廃止を前提とした検討を行い、限られた財源をより効果的・効率的に活用すること。

7 部局連携

埼玉版SDGsの推進など複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行うなど、あらかじめ関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、類似・重複事業をなくすとともに、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

8 県民参加・官民協働

県民誰もが積極的に参画できるような、県民参加型のムーブメントによる施策展開で成果を上げる仕組みを検討すること。

また、「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針（平成20年6月策定）」を踏まえ、県がつなぎ役となってNPOや民間企業、大学、研究機関、関係団体など地域の多様な力を結集し、課題解決に向けた取組をより一層推進すること。

さらに、事業の立ち上げは県が担うが、その後は短期間で民間に移管できるような仕組みを検討すること。

9 市町村との連携・役割分担

事業の成果を上げるためには、住民に最も身近な市町村との連携や適切な役割分担が不可欠である。

そこで、市町村と意見交換を密にし、市町村の実態を踏まえた事業の検討及び調整を行い、県と市町村で共通認識のもと連携して事業を進められるよう留意すること。

また、県は広域自治体としてやるべきことに重点化する、事業の性質に応じて市町村に応分の負担を求めるなど市町村との役割分担を明確にすること。

1 0 先駆的な事業構築

事業構築に当たっては、既存制度への単なる上乘せや横出し、焼き直しではなく、国や他の自治体の先導モデルとなるよう本県の独自性や知恵を盛り込むこと。

本県又は特定の県内市町村でモデル構築する事業については、モデルを普及する方策と、普及状況を検証する仕組みを予め検討すること。

1 1 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や遊休県有財産の利活用・売却など、自主財源の充実・確保に努めること。

また、国の施策を再度総ざらいし、既存の県単独事業についても見直すことなどにより活用が可能な国庫補助金があれば、積極的に確保すること。特に、地方創生関係の交付金については積極的に活用すること。

さらに、県と県民、企業などが相互にメリットを享受できる仕組みの導入により、企業版ふるさと納税をはじめとした寄附金の受入促進など新たな歳入の確保を検討すること。

1 2 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業については、現時点で予見可能な範囲において、感染拡大防止対策や経済回復等に必要な事業を精査した上で要求すること。

なお、翌年度の感染拡大の状況等により、補正予算措置等が必要な場合は、適宜対応することとする。

1 3 その他

各経費の見積りに当たっては、決算との乖離を徹底的に分析し、後に過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。

地方財政措置の有無や他自治体の状況についてよく確認を行い、サービス水準等を比較することにより適正な水準等となっているか十分に吟味すること。

また、今後の国の令和4年度予算編成や、検討されている経済対策及び地方財政対策の動向等に十分注意し、予算編成に的確に反映させること。

予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確に見積も

ること。また、引き続き納税率の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法令改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、国庫補助事業についても県負担を生じることには留意し、県の施策実施上、真に必要と認められるものに重点化しつつ、積極的に確保すること。

ただし、未確定の国庫支出金を充当する場合は、財源が不足することのないよう留意すること。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金については、現時点で国の具体的な動向が把握できていないため、一層の情報収集に努めるとともに、積極的に国庫支出金を活用すること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

なお、超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で、国に対して是正を強く働き掛け、その解消に努めること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から、県有資産マネジメント会議での議論を踏まえ、早期処分により財源確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

「埼玉県債権の適正な管理に関する条例（平成26年3月27日条例第4号）」に基づき、未収金の未然防止、債権回収の強化、困難事案の解決など債権管理の一層の適正化を図り、収入未済額の縮減に努めること。

(6) 県債

適債事業については、後年度の財政負担を考慮しつつ適切な県債の充当を見込むこと。なお、交付税措置のある有利な県債を優先的に活用すること。

(7) 基金

設置当時の目的を達したものの、近年活用がなされていないもの、残額が少額となり設置の意義が乏しいものについては、廃止、統合など積極的に見直すこと。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえた確に積算すること。

2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求基準額（要求枠）は、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

参考添付した中期財政収支試算（令和４年度～令和６年度）にあるとおり、今後も厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、予算要求に当たっては精査を尽くすこと。

新規重点政策枠については、「令和４年度重点施策に係る事業の選定結果について（令和３年１０月１９日付け計調第１３９号企画財政部長通知）」で示された事業について要求できることとする。

なお、いずれの事業も知事審査後に予算案として確定するものであること。

（１）経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

A 経費：経常的経費や内部管理的経費

A - 1：算出方法が法定された義務的事業

A - 2：全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業

A - 3：全額特定財源の事業

A - 4：既設定の債務負担行為

A - 5：内部管理的な経費

A - 6：施設の維持運営費

A - 7：県の委託施設に関する事業

A - 8：国庫補助事業

A - 9：県単事業

A - 10：指定継続事業

B 経費：政策的議論を徹底する経費

B - 1：新規事業（新規重点政策枠等）

B - 2：指定継続事業

B - 3：
B - 4：
B - 5：

} 一般継続事業

B - 6：人件費

B - 7：公債費

B - 8：扶助費

B - 9：公共事業（国庫補助等）

B - 10：県単公共事業

B - 11：団体補助

（２）経費区分ごとの要求基準額（配分額）の流用

経費区分ごとに示された要求基準額の区分間流用については、別紙「令和４年度予算編成に係る要求基準額の流用について」のとおりとする。

（３）個別経費の見積もり

ア 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

イ 投資的経費

（ア）公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行うことで重点化を図るほか、国庫補助金の積極的な活用など限られた財源でより大きな事業量を確保するよう努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

（イ）その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

（ウ）ファシリティマネジメント

公共施設等については、平成26年度に策定した「県有資産総合管理方針」を踏まえ、県有施設や道路等の資産類型別計画等を策定したところである。これらの計画に基づく改修や維持更新については着実に取り組むとともに、計画対象外の施設についても更なる長寿命化や維持管理コストの縮減などに取り組むこと。

なお、「庁舎、公の施設」のうち大規模施設の改修については、「大規模施設改修のチェック体制の強化について（令和3年10月19日付け管財第631号県有資産マネジメント検討委員会委員長通知）」の取扱いによること。

ウ 外郭団体への支出

外郭団体については、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、委託、補助及び自主財源の割合の見直し、指定管理制度に係る随意契約から公募への切り替えの検討など委託方法の見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

エ 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用するため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）については、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

また、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、派遣職員については必要最低限の人員に精査すること。

なお、派遣職員の見直しに当たっては、事前に人事課や行政・デジタル改革課と調整すること。

オ 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方に基づき補助制度のあり方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用すること。特に国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

〔補助金見直しの考え方〕

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・成果指標の設定など補助成果の明確化
- ・インセンティブの導入など成果が確実に高まる見直し
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・類似・零細補助金の統合・廃止などの見直し

カ 制度融資

既存の融資メニューについて、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえるとともに、市町村・民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討すること。また、利子補給率や預託金利、損失補償割合等の各種条件についても直近の金利動向などを踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠については、過去の貸付実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切に設定すること。

キ 情報システム

D Xビジョンやロードマップとの整合性を図った上で予算要求すること。また、住民サービスの向上と業務効率化の視点から、後年度の財政負担を含めて費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含めて抜本的に見直すとともに、効率的なシステム運用を行うこと。

経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステム構築（基盤を含む）については、業務改善の視点に立ち対象業務を精査した上で、システム化による人件費を含めたコスト削減などの効果を具体的に明示すること。

市町村とのシステム共同利用に当たっては、市町村にも応分の負担を求めるとともに、国や関係機関のネットワーク等に対する負担経費についても、積算内容を十分精査するとともに、必要性について検証を行うこと。

なお、情報システム戦略課による「令和3年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

ク A I等新技术を活用した事業

D Xビジョンやロードマップとの整合性を図った上で予算要求すること。また、新技术活用に伴う効率化・省力化による費用対効果について検証の上、具体的に明示すること。

ケ イベント・広報物

予算要求に当たっては、まず費用対効果の観点から必要性についてゼロベースで見直しを行うこと。その上で、オンラインなど適切な実施手法を検討すること。

なお、普及・啓発のための講演会やシンポジウムに係る経費については、新しい生活様式に対応するとともに、「講演会・シンポジウムの5箇条（平成25年7月29日付け改革第91号改革推進課長通知）」を踏まえた要求とすること。

特に、適正な規模が確保できず、十分な効果が得られていない事業については、廃止を前提に見直しを行うこと。

コ 実行委員会方式による事業

「実行委員会による事業の見直しについて（平成26年10月14日付け改革第156号企画財政部長通知）」に基づき、事業のあり方や負担金の引下げ等について検討すること。

サ 高額備品の更新・導入

高額備品については、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえその必要性について見直すとともに、使用期間や使用頻度を精査し、購入だけではなくリースや他団体との相互利用など、費用対効果の視点から導入手法について検討すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

5 公営企業会計

各管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

予算見積調書の提出期限

令和3年11月8日（月）

予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用すること。

特に様式2「予算見積調書 その1」については、情報公開を前提に、県民から見て事業内容が理解できるよう、記載内容の充実を図ること。

また、県民参加や官民協働、民間活力及び職員のマンパワーの活用について検討を行い、その内容を様式2「予算見積調書 その1」に記載すること。

その他

新規重点政策枠に係る要求など本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。

取扱いの細部については、別途通知する「令和4年度予算編成事務の取扱いについて（令和3年10月19日付け財第534号財政課長通知）」による。

中期財政収支試算（令和4～6年度）

（単位 億円）

区 分	R 4	R 5	R 6
歳入 A	20,493	20,570	20,560
県税等	11,927	11,920	11,780
地方交付税等	2,326	2,410	2,530
県債	2,537	2,620	2,640
うち臨時財政対策債	1,300	1,340	1,420
その他歳入	3,703	3,620	3,610
歳出 B	21,815	21,950	21,950
人件費	5,756	5,750	5,740
公債費	2,951	3,030	3,090
扶助費	1,451	1,340	1,370
県税交付金等	3,442	3,440	3,350
投資的経費	1,815	1,870	1,750
その他歳出	6,400	6,520	6,650
差引 C (A - B)	△ 1,322	△ 1,380	△ 1,390

【推計の考え方】

●全般

各経費の積算については、現行制度のもと一定の伸び率を乗じる等機械的に算出したものであり、今後精査することで数値は変動する。

●歳入

- ① 県税等 内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（R3.7.21）の名目経済成長率を参考に推計した。
- ② 地方交付税等 社会保障関連経費や臨時財政対策債の償還等の動向を踏まえ推計した。
- ③ 県債 臨時財政対策債は地方交付税に合わせ、その他の県債は投資的経費等に合わせて推計した。
- ④ その他歳入 事業費の動向を踏まえ推計した。

●歳出

- ① 人件費 今後の児童・生徒数の増減による教員定数の動向などを踏まえ推計した。
- ② 公債費 過去に借りた県債と今後の投資的経費や臨時財政対策債等の動向を踏まえ推計した。
- ③ 扶助費 近年の事業費の伸びなどを踏まえ推計した。
- ④ 県税交付金等 県税収入に合わせて推計した。
- ⑤ 投資的経費 今後予定されている主な事業の動向を踏まえ推計した。
- ⑥ その他歳出 近年の社会保障関連経費の伸びなどを踏まえ推計した。

●その他

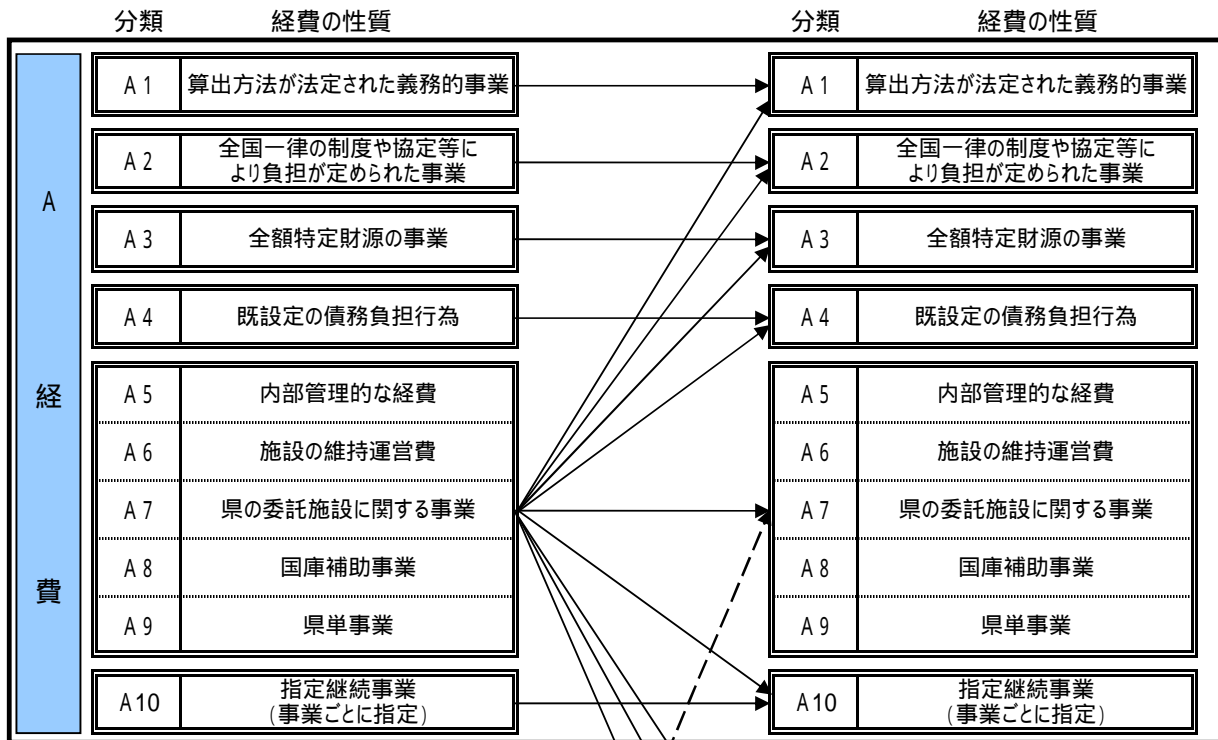
「経済財政と改革の基本方針2021」では、2022年度から2024年度までの3年間、地方の一般財源総額について、「2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。

本試算では、地方全体の一般財源総額が据え置かれる場合も、地方交付税制度の財源保障機能を通じ、本県の財政需要の伸びが基準財政需要に適切に算入されることを前提に、県の一般財源に一定の増加を見込んだ。

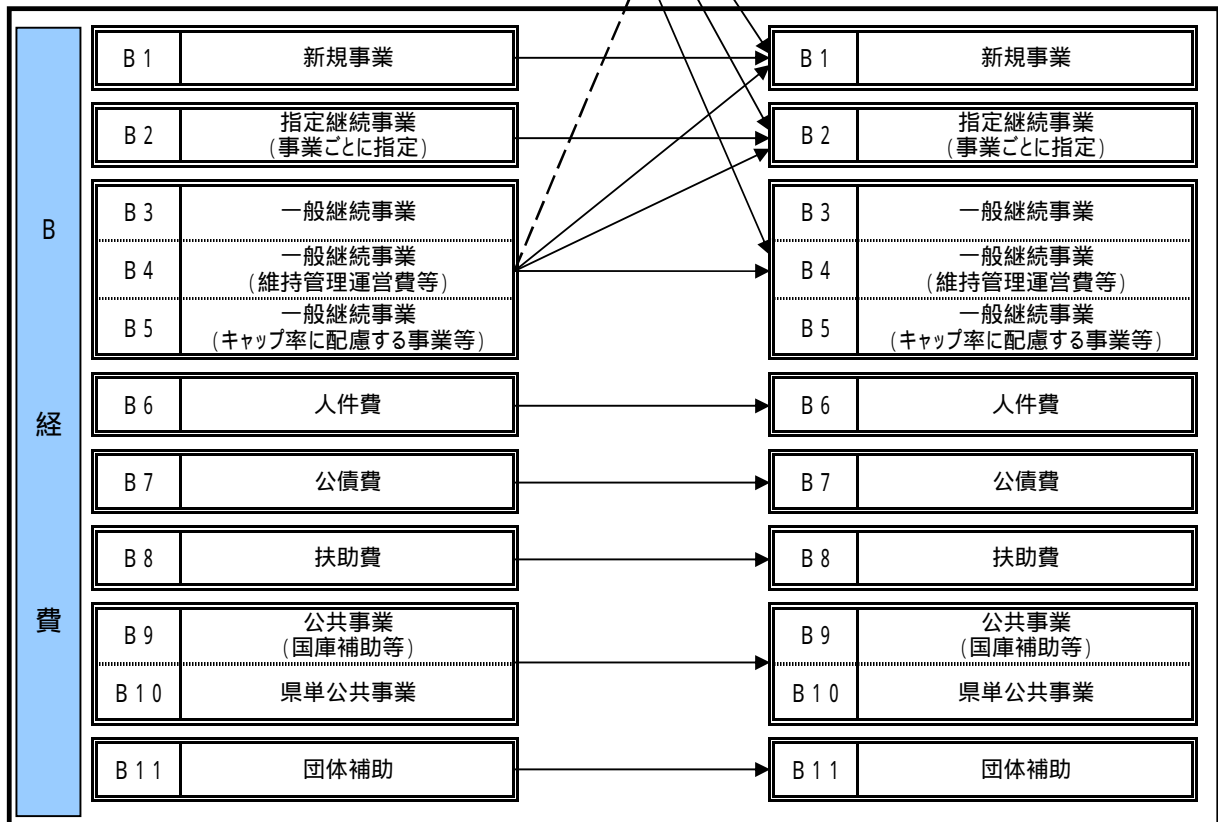
(別紙) 令和4年度予算編成に係る要求基準額の流用について

< 枠配分された財源の区分 >

< 使用可能な事業の区分 >



B 経費から A 経費へ一部流用可 ()



() A 経費内で捻出できない事項について、流用必要金額を規模推計時に財政課に提出し、協議の結果認められた金額のみ B 3 ~ B 5 A 5 ~ A 9 への流用が可能

